

北海道拓殖必携

041392-000-0

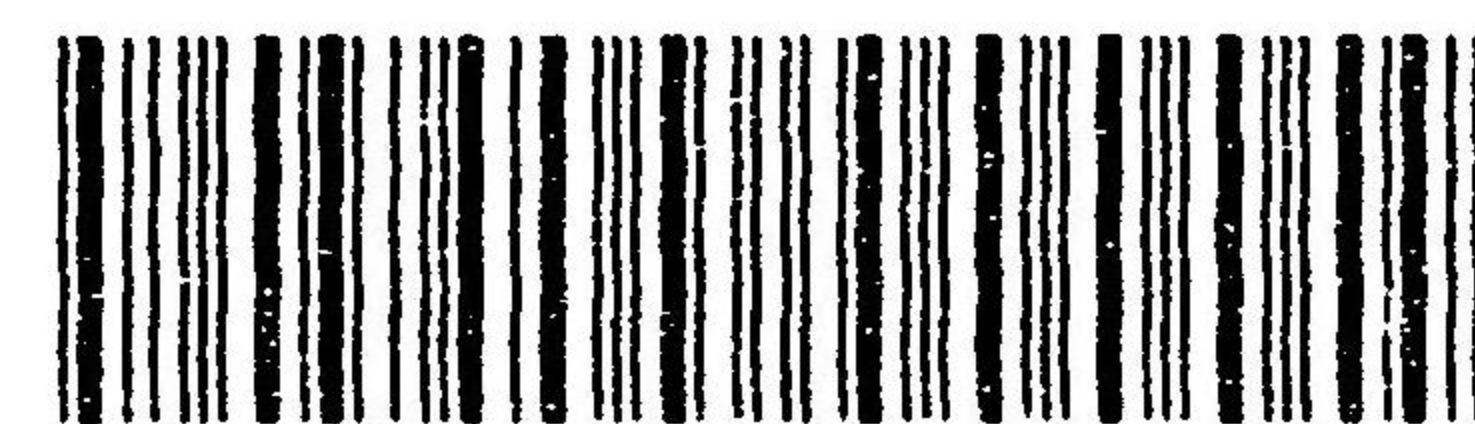
特53-381

北海道拓殖必携


高塚 龜吉 / 編

M26

BDG-0207

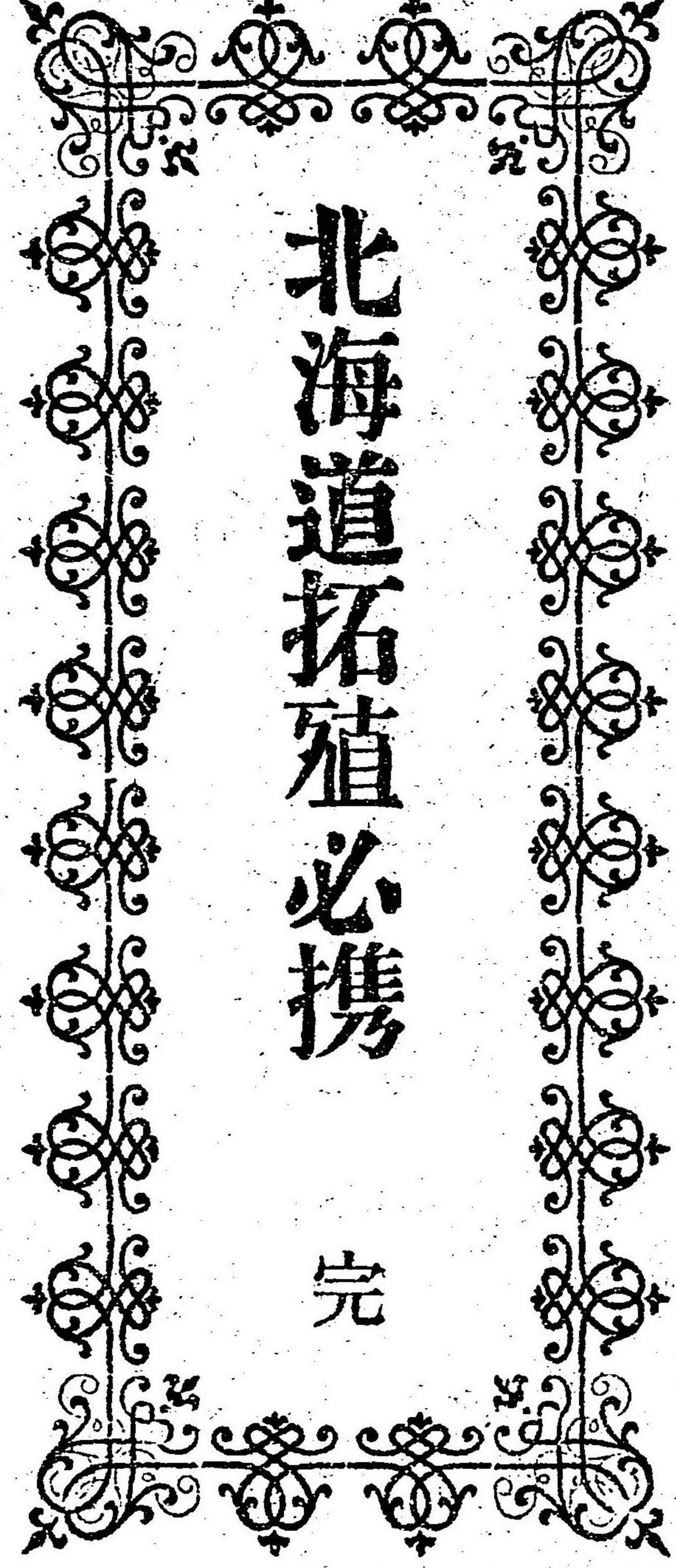








V-81



北海道拓殖必携

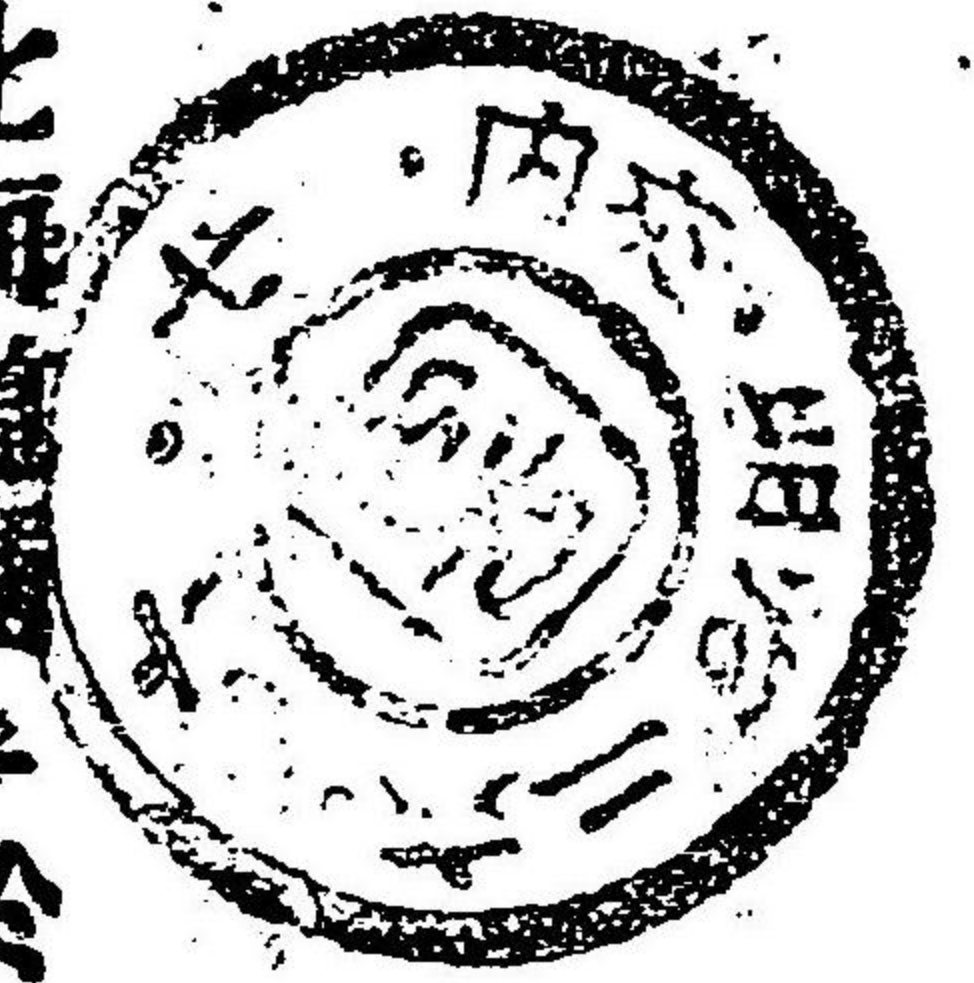
完



◎閣令第十六號

明治十九年六月

北海道官有未開地拂下規則



特53

第一條 北海道官有未開地ハ本規則ニ依リ北海道廳ニ於テ之

第二條 土地拂下ノ面積ハ一十萬坪ヲ限リトス

但シ盛太ノ事業ニシテ此制限外ノ地ヲ要シ其目的確實ナリト

認ムルモ

第三條 土地拂下ノ申請ハ

目的着手ノ順序規則

但シ耕宅地ニ爲サントスル者ハ其坪數ヲ毎年ニ配當シ其成功



期限ヲ詳記スヘシ

北海道廳ニ於テ其方法確實ナリト認ムルトキハ其土地ヲ貸下クヘシ但シ借地料ヲ徵收セス

第四條 貸下期限ハ十年以内トス土地ノ景況ト事業ノ難易トニ依リ之ヲ定ム但シ牧場ハ貸下年期ノ滿期ニ際シ更ニ貸下延期ヲ必要トスルトキハ其願ニ依テ之ヲ許可スルコトアルヘシ

第五條 耕宅地ハ毎年其配當坪數ノ成功ヲ點檢シ又海産乾場及牧場ハ隨時其事業ノ現況ヲ點檢スヘシ

第六條 耕宅地ハ其年配當ノ事業成ラサルトキハ其成功シタル土地ヲ除キ其他ハ返納セシメ海産乾場及牧場ハ第三條願出書ノ如ク成ラサルトキハ悉皆之ヲ返納セシムヘシ

天災地變其他避クヘカラサル事故アリテ成功セサルトキハ北海

道廳ニ願出テ其指揮ヲ請フヘシ

第七條 貸下地ヲ返納セシメタルトキハ其地内ノ樹木ニシテ既に伐採シタルモノハ相當ノ樹木代價ヲ納メシムヘシ

第八條 貸下地ハ公益ノ爲メ必要アルトキハ其期限中ト雖モ之ヲ返納セシムルコトアルヘシ但シ此場合ニ於テハ其事業ノ爲メ既ニ費シタル費用ハ之ヲ辨償スルモノトス

第九條 貸下地ハ他人ニ讓リ渡スコトヲ得ス若シ不得已事故アリテ讓渡サントスルトキハ讓渡人讓受人連署ノ上北海道廳ニ願出テ其指揮ヲ請フヘシ但シ讓リ受ケタル土地ノ貸下期限ハ更ニ之ヲ定ムルコトアルヘシ

第十條 素地代價ハ千坪ニ付金壹圓トシ成功ノ後拂下クヘシ但シ其土地ハ拂下ノ翌年ヨリ二十ヶ年ノ後ニアラサレハ地租及ビ地



方稅ヲ課セス

第十一條 本規則施行手續ハ北海道廳長官之ヲ定ム

附 則

第十二條 二十三年十二月閣令  
第八號ヲ以テ削除

第十三條 明治五年第三百四號公布北海道土地賣買規則明治七年

開拓使第四號布達明治十一年開拓使甲第四號布達ヲ廢止ス

左に記する所は客年末北垣北海道廳長官が移住獎勵の書  
狀に添へ各府縣知事に送られたるものなり

團結移住ニ關スル要領

- 一 御管内人民數十戸團結シテ當道へ移住セントスルモノアルトキハ先ツ其内一二名當道へ出張シテ實地ノ景況ヲ觀察シ其他移住ニ關スル諸事ヲ承合スル方自他ノ便宜不勘ニ付可成右様御取計有之度候

- 一 前項ノ出張員到着ノ上ハ當廳ニ於テ撰定區畫スル土地ヲ指示シ尙移住ニ關スル要用ノ事項ハ親シク示諭可致候
- 一 御廳ニ於テ團結移住ニ關スル事柄ニ付若シ分明ナラサル儀モ有之候ハ、其要項ヲ掲ケ御問合相成候へハ速ニ可及御回答候
- 一 團結移住者ノ目的方法等御廳ニ於テ是認セラレタル場合ニハ移



住者ノ結合ヲ鞏固ナラシメンカ爲メ移住規約ヲ締盟セシムルハ有益ノ舉ト存セラレ候ヘハ御廳ニ於テ調査セラレ之ニ認可ヲ與ヘラレノヲ希望致候

但御參考トシテ移住規約ノ要領書差進候間御取捨ノ上御取計有之度尤モ移住後ニ關スル事項モ有之儀ニ付御認可前一應當廳へ御回付アレハ意見アル所ハ御通報可致候

一移住規約ノ認可ヲ受ク其寫ヲ添へ貸下豫定地設置ノ儀出願スルルハ當廳ニ於テハ確實ナル團結移住トシ移住者一戸ニ付一萬五千坪ヲ標準トシ総戸數ニ應シ特ニ貸下豫定地ヲ設ケ其旨指令可致而シテ移住スルニ際シ土地貸下ノ手續ハ明治十九年八月北海道廳甲第八號布達（此布達は本書載する所の改正北海道土地拂下施行手續の發布に付き廢止されれば今後は總て此の改正手

續に依るものとす）ニ依リ貸下願書ヲ作り移住前直ニ本人ヨリ差出候共又ハ移住者直ニ携帶候共便宜ニ任セ候

但官廳ノ証明アル移住者ハ北海道炭礦鐵道會社ノ瀛車ニ無賃乗車スルノ定メ有之旁移住者來道ノトキハ御廳ヨリ添書御渡相成度候

一團結移住ノトキハ貸下停止中ノ區畫地ト雖モ特ニ其部分ヲ貸下豫定地ト爲ス儀モ可有之候

一團結移住ハ移住戸數三十戸以上ニシテ一ヶ年十戸以上ツ、移住スヘキ計畫ニアラサレハ特別ニ貸下豫定地ヲ設ケサル筈ニ付其旨豫メ御示諭相成度候

一移住者到着ノ後ハ當廳ニ於テ相當ノ獎勵ヲ爲スハ勿論ニ候得共移住前ニ在テハ御廳ニ於テ規約ノ通り移住ヲ施行スル様厚ク御



獎勵アヲシテ希望致候

一 團結移住若シ有力者數名ノ組織ニシテ下作人ヲ募リ移住セザル  
ル方法ナルトキハ其下作人モ移住ニ際シ規約締盟中ニ加ヘラル  
ル様御取計有之度候

一 貸下地ハ毎戸ニ小區畫即チ一万五千坪一個トシ其場所ヲ定ムト

雖出願人ノ希望ニ依リテハ中區畫<sup>九万坪</sup>ヲ以テ之ヲ貸與シ其區畫

内ニ於テ右ノ割合ニ從ヒ各自便宜ニ配當ヲ許スコトモ有之候

一 貸下豫定地設置ノ出願ニ對シテハ左ノ目的ヲ以テ指令スヘキハ  
ツニ付キ豫メ承知相成度候

一 貸下豫定地ノ存置年限ハ三年以内トス

一 移住戸數其年配當ノ戸數ヨリ不足スルトキハ其年限リ貸下

豫定地ヲ解除ス

移住規約ノ要領

- 一 移住ノ目的
- 二 移住ノ戸數
- 三 毎年移住スヘキ戸數ノ配當
- 四 自作下作ノ區別
- 五 土地借受人ト下作人ト契約ニ係ル事項
- 六 勤儉貯蓄ニ係ル事項
- 七 習俗慣例ニ關スル事項
- 八 相互救護ニ關スル事項
- 九 移住旅費支辨ノ方法
- 十 移住後家作器具糧食等諸費支辨ノ方法
- 十一 移住總代人ニ關スル規程



十二 規約違反者處分事項

其他須要ノ事項

附 組合結社等ノ方法ヲ以テ移住スル者ハ其社則又ハ之ニ要ス

ル事項(前各項ノ外)ヲ可成明瞭ニ掲載セシ書類ノ添付アラ

シトテ希望ス

○北海道廳告示第二十八號

本年<sup>三</sup>當廳告示第十九號區畫地貸下ニ付テハ來五月一日ヨリ六月

三十日迄奈江幌向馬追地方ニ便宜殖民課員ヲ出張セシメ置候條出

願者ハ本年<sup>三</sup>當廳令第五號北海道土地拂下規則施行手續ニ依ルノ

外尙左ノ通心得各出張員ニ願書ヲ差出スヘシ

明治二十六年四月十一日 北海道廳長官北垣國道

一 貸下地積ハ一戸ニ付一區畫即チ一萬五千坪以下トス尤數區畫ノ

貸下ヲ必要トスル者アルトキハ詮議ノ上特ニ之ヲ許可スルコト  
アルヘシ

但數區畫貸下ノ場合ト雖數區畫同時ニ着手スル者ノ外ハ一區

畫成功ノ後ニアラザンハ他ノ殘區畫ヲ引渡サ、ルモノトス

二 貸下ヲ受クハキ區畫地ノ撰定方ハ殖民課出張員ノ指揮ニ從フヘ

シ

三 殖民課出張員ニ於テ願書ヲ調査シ尙本人ノ陳述ヲ聞キ起業方法

確實ト認ムル者ニシテ直ニ移住着手ヲ望ム者アルトキハ假ニ土

地ノ引渡ヲ爲スコトアルヘシ

四 前項土地假引渡ノ後三十日以内ニ小屋掛及開墾ニ着手セサル者

ハ第三項ノ効力ヲ失フモノトス

五 各原野區畫地ノ出願者現在貸下クヘキ區畫數ニ滿チタルトキハ



其旨ヲ告示ス

◎改正土地拂下規則施行手續

北海道廳令第五號

第一條 規則第三條ニ依リ貸下クヘキ土地ハ當廳ニ於テ區畫ヲ施設シ毎年公告ス可シ

前項區畫外ノ土地ト雖モ豫メ區域ヲ指定シテ貸下シルコトアル可シ

第二條 左ニ列記スル土地ハ前條ニ拘ラス特ニ貸下ヲ許可スルコトアル可シ

宅地○海産乾場○牧場○沿海ノ土地○従前貸下ヲ受ケタル土地  
成功ノ上其地ニ接近シテ要ス可キ増地



第三條 土地貸下ヲ受ケントスル者ハ願書書式第一號二起業方法書書式第二號圖面書式第三號但シ區畫地ニ關スルモノハ圖面ヲ要セス及戶籍寫原籍市町村長若クモアルヲ添付シ地元戶長役場ヲ經テ當廳ニ差出ス可シ

第四條 規則第四條ニ依リ貸下期限ノ標準ヲ定ムル左ノ如シ

耕地

拾万坪以内 十年以内

六万坪以下 八年以内

三万坪以下 六年以内

六千坪以下 四年以内

宅地 三年以内

海産乾場 三年以内

牧場 十年以内

第五條 起業方法書ニハ左ノ事項ヲ明確ニ記載スヘシ

一 願地ノ素地名稱坪數其所在國郡區村番地又ハ字

二 樹木ノ有無其樹木アルトキハ全地ノ樹種目通

周尺樹數

但シ拾坪平均ノ樹數ニ依リ全數ヲ算出スルモ妨ナシ

三 事業ノ目的

四 貸下ノ期限

五 貸下期限内毎年成功スヘキ配當坪數(耕宅地ニ限ル)

六 風除風致放牧薪炭用等ノ爲メ樹木存置ヲ要スルモノアルト

キハ其坪數此坪數ハ出願總地積ノ十分一以内ヲ目的トスヘシ

七 建物ヲ造築スルモノ其落成期限

八 漁具若クハ海藻採收具ノ種類員數及實地營業着手ノ期限



(海産干場ニ限ル)

九 牧場柵圍間數及ヒ事業ニ要スル建物造築落成期限(牧場ニ限ル)

十 牧草畑地坪數及播種ノ期限(全上)

十一 牧畜ノ種類牝牡頭數及毎年蕃殖ノ豫算(全上)

第六條 土地貸下出願人ハ其地調査ノ爲メ吏員出張ノ通知ヲ受ケタルトキハ其地境界ニ假標ヲ建設シ現場ニ出頭シテ吏員ノ指揮ニ從フヘシ但シ第一條第一項區畫地ニハ本條ヲ適用セズ

第七條 土地貸下出願人ハ許可書受領ノ日ヨリ三十日以内更ニ貸下地ノ境界ニ標木雜形ニ建設スヘシ但積雪ノ爲メ標木ヲ建設スルコト能ハサルトキハ消雪後速ニ之ヲ建設スヘシ

第八條 土地貸下ノ期限ハ許可シタル翌年一月ヨリ起算スルモノトス

但シ許可ヲ受ケタル時ヨリ事業ニ着手スルコトヲ得

第九條 土地ノ貸下ヲ得タル者ハ貸下期限中毎年事業ノ功程ヲ記載シ書式第四號其翌年一月三十一日限り地元戸長役場ヲ經テ當廳ニ届出ヘシ

第十條 規則第五條ニ依リ點檢スヘキ期日ノ通知ヲ受ケタル者ハ成功區域ニ標杭ヲ建設シ現場ニ立會スヘシ

第十一條 貸下満期ニ至リ全地成功シタル者ハ土地拂下願書書式第五號ニ圖面書式第六號ヲ添付シ地元戸長役場郡區役所ヲ經テ當廳ニ差出ス可シ

貸下期限中ト雖モ全地成功シタルトキハ本人ノ願ニ依リ拂下シ



ルコトアル可シ

第十二條 規則第六條第一項前段ノ場合ニ於テ主タル事業ヲ成功セシテ之ニ附隨スル通路堤塘壕渠欄柵納屋廐等ノミヲ設營シタルモノアルトキハ其敷地ハ未成功トシテ之ヲ處分ス

第十三條 規則第六條一項ニ依リ返地ヲ命シタルトキハ命令書受領ノ日ヨリ七日以内ニ其受書ヲ地元戸長役場ヲ經テ當廳ニ差出ス可シ

第十四條 規則第六條一項ニ依リ返地ヲ命シタルトキハ命令書受領ノ日ヨリ三十日以内ニ施設ノ物件ヲ取除キ其土地ヲ返納ス可シ

但返納地ニ係ル勞費アルモ當廳ハ之ヲ辨償セス

前項期限内ニ施設ノ物件ヲ取除カサルトキハ當廳ニ於テ之ヲ取

除キ其費用ヲ返地人ヨリ辨償セシムルコトアルヘシ

第十五條 規則第六條一項ニ依リ返地ヲ命シタルトキ已ニ成功シタル耕宅地ハ第十一條ニ準シ拂下ヲ出願ス可シ

第十六條 規則第七條ニ依リ伐木代價ヲ徵收スルニハ起業方法書ニ記載シタル種類周尺樹數ニ照ラシ別ニ定ムル所ノ官林木特賣價額表ノ價額ニ依ル

第十七條 規則第八條ニ依リ返地ヲ命シタルトキハ命令書受領ノ日ヨリ三十日以内ニ施設ノ物件ヲ取除キ費用調書ヲ差出シ其土地ヲ返納ス可シ

第十八條 規則第九條ニ依リ不得止事故アリテ貸下地ヲ讓渡サントスルトキハ第三條ニ準シ出願ス可シ

但既ニ成功シタル部分ハ其成績ヲ詳記シ且ツ成功未成功地ノ



區別ヲ圖面ニ朱記スヘシ

第十九條 土地貸下ヲ出願中ノ者若クハ土地貸下ノ許可ヲ受ケルモノニシテ地元戸長役場部内ニ居住セサルトキハ其部内ノ居住者ヲ以テ代人ニ定メ地元戸長役場ヘ届出ヘシ居住者不在ノトキ亦同シ

第二十條 規則第二條但書ニ依リ土地貸下ヲ願出ルトキハ第三條規定ノ外起業設計書ヲ添付スヘシ

但實側圖及財産調書ヲ徴スルコトアルヘシ

第廿一條 左ノ事項ニ該當スルモノアルトキハ其願書ヲ無効トス

一 第六條ノ規定ニ從ハサルモノ

二 土地貸下ヲ許可スルニ際シ本人若クハ代人ノ所在不詳ニシテ六十日ヲ過クルモ尙指令書ヲ下附スルニ由ナキトキ

第廿二條 左ノ事項ニ該當スルモノアルトキハ返地ノ處分ヲ終了

シタモノトス

一 第十三條ノ期限内ニ受書ヲ差出サザルモノ

二 本人若クハ代人所在不詳ニシテ六十日ヲ過クルモ尙返地命令書ヲ下附スルニ由ナキトキ

附 則

第二十三條 従前ノ手續ニ依リ土地貸下期限中ノモノハ總テ此手續ノ規定ニ從フヘシ

第二十四條 本年三月三十一日以前ニ貸下ヲ出願シタル土地ハ本手續第一條ニ依ルノ限ニアラス

書式第一號 (用紙半紙)

土地貸下願



何國何郡何町(村)字何番地

一原野地 又ハ何坪 田(畑) (宅地) 又ハノ見込

(他ニ土地貸下ノ許可ヲ得タルモノ又ハ土地貸下出願中ノ者ハ左ノ事項ヲ附記スヘシ)

外

何國何郡何町(村)字何番地ニ於テ明治何年何月何日土地貸下

許可ノ分

何坪 田(畑)(宅地) 又ハ何々

内

何坪 明治何年何月迄成功

何坪 未 成 功

何國何郡何町(村)字何番地ニ於テ明治何年何月何日土地貸

下出願中ノ分

何坪 田(畑)(宅地) 又ハ何々

右北海道土地拂下規則並全施行手續ヲ遵守シ別紙起業方法書之通  
リ無相違成功可致候間該地積御貸下相成度此段奉願候也

何府(縣)(北海道)何國何郡(區)何市  
(町)(村)字何番地戶主某何男(職業)  
「當時何國何郡(區)何市(町)(村)字  
何番地(某方)寄留」

明治何年何月何日 氏 名 印

北海道廳長官宛

前書之通出願候ニ付進達候也

明治何年何月何日 區戶長 氏 名 印



書式第二號 (用紙半紙)

起業方法書

- 一 原野地又ハ何々 何坪別紙圖面ノ個所
- 一 何國何郡何町(村)字何番地
- 一 全地ニ目通何尺廻何木何本(樹木無之)
- 一 田(畑)(宅地)(海産乾場)(牧場)又ハ何々ノ見込
- 一 農(工)(商)(何漁)業若シクハ何製造(牧畜)(養蠶)又ハ何々經營並ニ其着手順序ノ詳細

一 明治何年ヨリ何年迄何年間御貸下同年限内ニ全地成功其毎年事業ノ配當ハ左ノ如シ

初年 (明治何年)

何坪田(畑)又ハ何々開墾

但普通農具何々又ハ西洋農具何々(馬何頭)ヲ用ヒ家族何人勞

働若シクハ小作人何戸又ハ耕夫何人(此金何程)ヲ以テ田(畑)又ハ何々ニ墾成牛(馬)(羊)(豚)牝何頭飼育(新ニ購入スルモノハ其種類頭數金額ヲ詳記スヘシ)小屋掛(居小屋)(牧舍)又ハ何々何棟何坪造築(此費用金何程)

道路延長巾何尺何間新開(同上)

二年目(明治何年) 何坪田(畑)又ハ何々開墾(何牧草播種)

但(初年ノ例ニ準シ詳記スヘシ)

牛(馬)(羊)(豚)牝何頭飼育(新ニ購入ノモノト蓄殖ノモノトヲ區別シ購入ノ分ハ種類頭數金額ヲ詳記スヘシ)

排水延長巾何尺何間新開(此費用金何程)

堤塘延長高何尺何間新設(同上)

三年目(明治何年) 何坪田(畑)又ハ何々開墾

但(初年ノ例ニ準シ詳記スヘシ)



養蠶室(何製造場)何々何棟何坪造築(此費用金何程)

牧柵延長何寸角又ハ丸太高何尺何間新設(同上)

四年目(明治何年) 以後各年ノ分ハ前例ニ準シ詳記スヘシ

一風防(薪炭用)地等トシテ存置スヘキ木立地何坪樹木何々尺目通何

何本(立木無之ニ付何年目(明治何年)ニ於テ何木何本植付ノ見込)

一鯉鯪建網引網差網何統何船何艘明治何年何月迄ニ準備

但明治何年何月何日何漁業若クハ何海藻採收營業許可又ハ

出願ニ付キ明治何年何月ヨリ漁業ニ着手ノ見込

一何年目(明治何年)ヨリ牛馬羊豚何種牝牝何頭蕃殖毎年何々何頭販

賣何々何頭宛飼育ノ見込

右之通相違無之候也



書式第三號

何國何郡何町(村)何番地  
 一原野地何々何坪

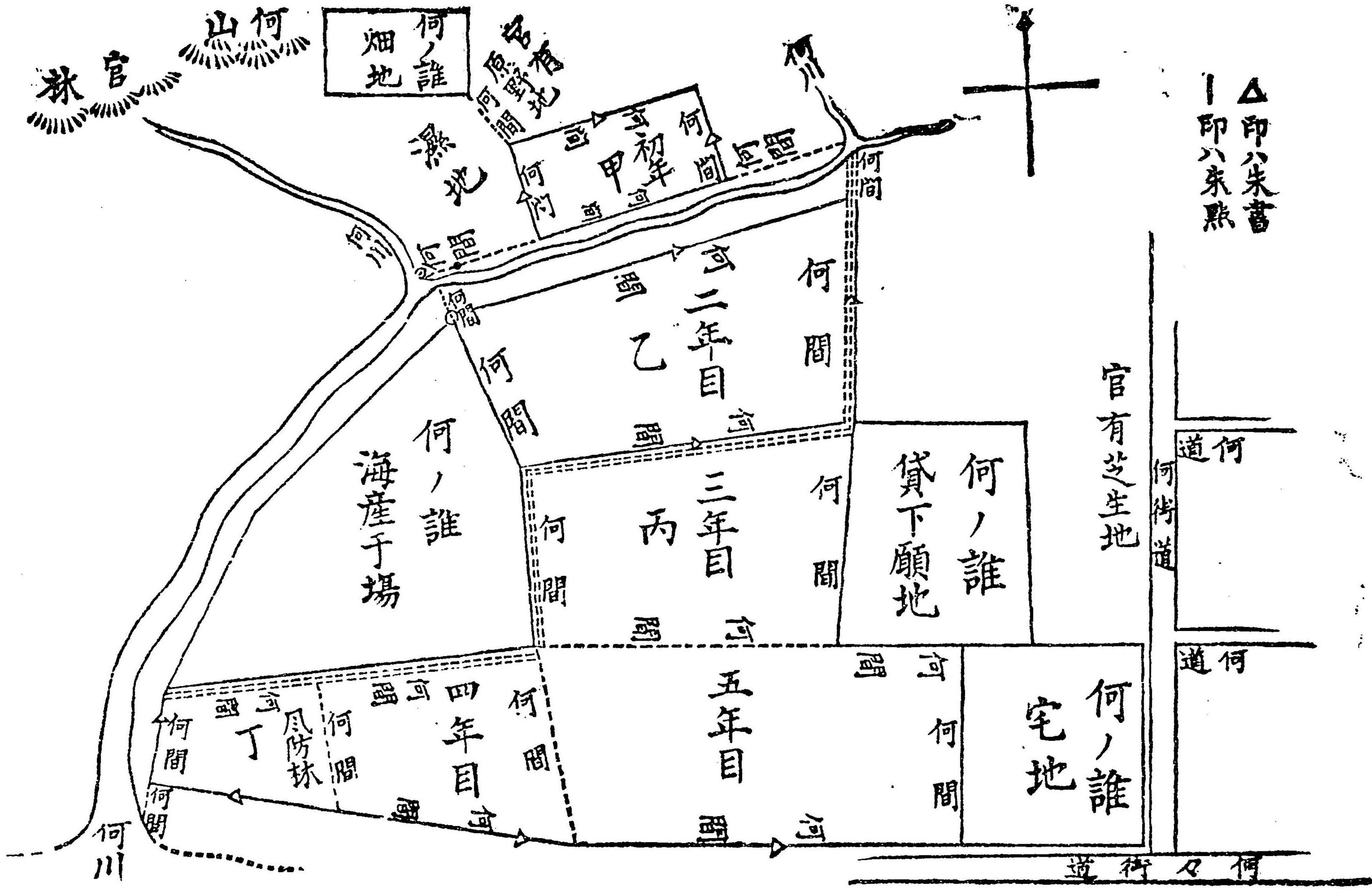
願人

氏

名印

此譯  
 甲何何坪  
 乙何何坪  
 丙何何坪  
 丁何何坪

△印公朱書  
 | 印八朱點



備考

基點 道路河川ノ辻若クハ近接貸下地等ノ隅角(若シ之レナキトキハ大標ヲ設立スヘシ)

ノ如キ移動ナキ個所ニ「印ヲ以テ基點ヲ明ニスヘシ」

繫線 前項基點ノ例ニ依リ一筆毎ニ二個所以上ヲ實測シ朱點ヲ

施シ其間數ヲ記入スヘシ

間數 地域ニ從ヒ周圍ニ間數ヲ明記スヘシ

區畫 數年ニ配當シ開墾スルモノハ其區域ニ朱線ヲ引クヘシ風

防薪炭用地區域モ亦全シ

除地 道路河川及溝梁ヲ挾ムトキハ各筆(例ハ甲乙ノ如シ)ニスヘシ

敷地 新ニ道路及用惡水路ヲ設クルモノハ其個所ニ二條ノ朱點

ヲ施スヘシ

右ノ外四至ノ景況ヲ詳記スヘシ



明治何年何月何日

右願人

氏

名印



書式第四號 (用紙半紙)

事業成功程度御届

明治何年何月何日貸下許可

何國何郡何町(村)字何々番地

貸下總地積

一田(畑)(宅地)又ハ何坪 初年成功地積

外家屋(居小屋)又ハ何棟何坪造築濟

(二年目以後ハ左ノ如ク内譯ヲ付シ其ノ總計ヲ本項ニ記入ス

ヘシ)

内

何坪 初年成功

又ハ

由初年成功

外家屋(居小屋)又ハ何棟何坪造築濟

何坪

何年目成功 届出ル年ノ前年

外牧舎(何製造場)又ハ何棟何坪造築

右成功ノ實況御届仕候也

何府(縣)(北海道)何國何郡(區)何市  
(町)(村)字何々番地戸主(某何男)職業  
「當時何國何郡(區)何町(村)字何々  
番地(某方)寄留」

明治何年何月何日

氏 名 印

北海道廳長官宛

右届出候ニ付進達候也

明治何年何月何日

區戸長 氏 名 印



書式第五號 (用紙半紙)

貸下土地拂下願

何國何郡何町(村)字何々番地別級圖面ノ箇所

元貸下地何坪

一田(畑)(宅地)又ハ何町何反何畝何步

但明治何年何月何日貸下許可(他ヨリ讓受又ハ相續者等名義書換ナ)何(爲スモノハ下文ノ如ク付記スヘシ)

町(村)字何々番地何某ヨリ讓受又ハ相續名義書換

右ハ北海道土地拂下規則ニ依リ御貸下ノ處今回全地墾成又ハ何々專業成功候

ニ付地代金上納可致候間御拂下相成度別紙圖面相添此段奉願候也

何府(縣)(北海道)何國何郡(區)何市

(町)(村)字何々番地戸主(某何男)職業

「當時何國何郡(區)何市(町)(村)字何々番地(某方)寄留」



書式第六號

何國何郡何町(村)字番地

元貸下地 何坪 (本項朱書)

一段別 何反何畝何步 拂下願地

願人

氏

名印

丙

甲 (1) 畑 何段 何拾何反何畝何步  
 何拾何反何畝何步  
 何拾何反何畝何步

乙 (1) 畑 何段 何拾何反何畝何步  
 何拾何反何畝何步  
 何拾何反何畝何步

丙 (1) 田 何段 何拾何反何畝何步  
 何拾何反何畝何步  
 何拾何反何畝何步

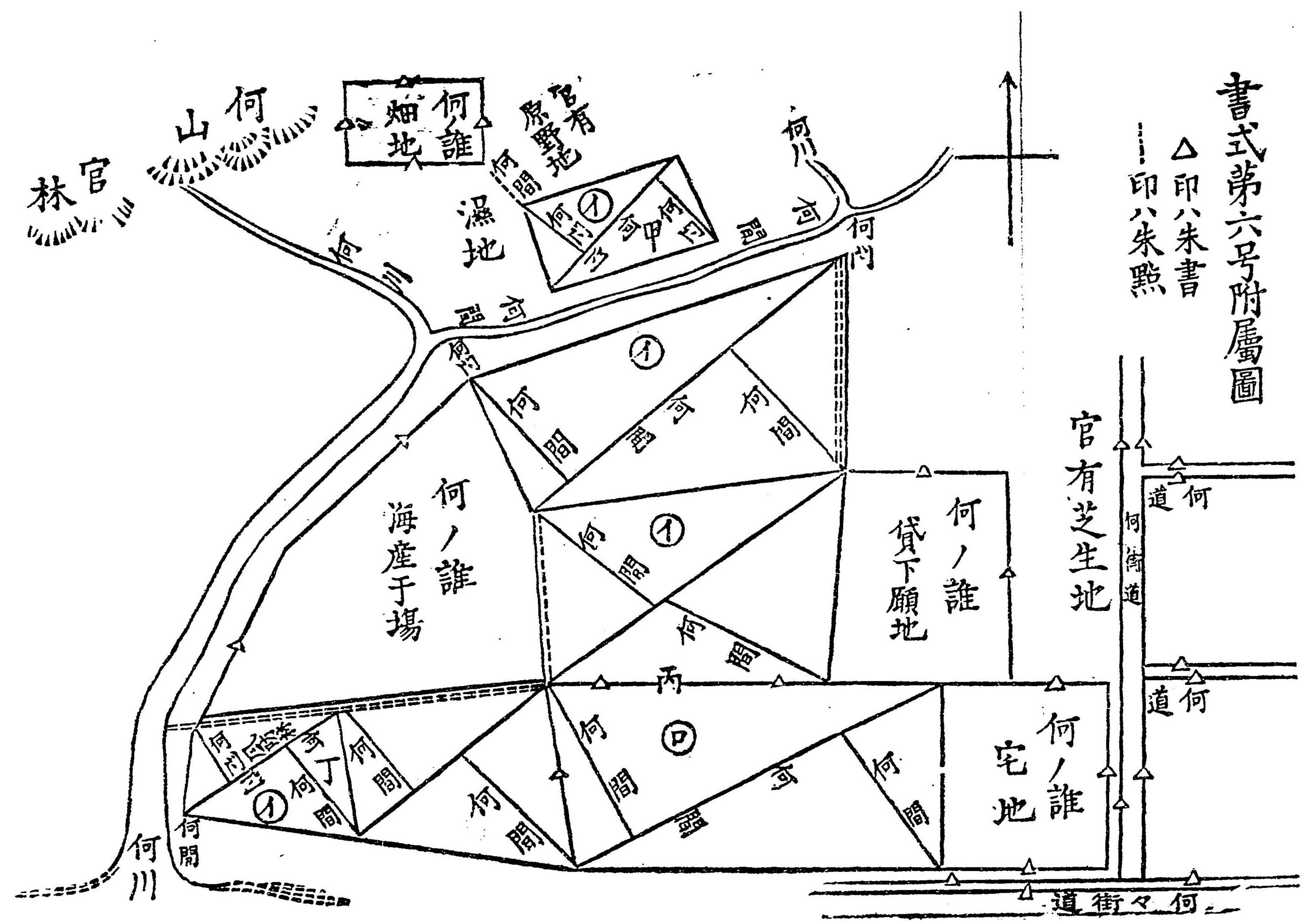
丁 (1) 風防林 何段 何拾何反何畝何步  
 何拾何反何畝何步  
 何拾何反何畝何步

合段別何町何反何畝何步  
 何拾何反何畝何步  
 何拾何反何畝何步

書式第六号附屬圖

△印八朱書  
 一印八朱點

官有芝生地



備考

道路河川ノ辻若クハ近接貸下地等ノ隅角若シ之レナキトキハノ如キ  
 多動ナキ箇所ニ箇所以上ニ緊線ヲ施シ實則間數ヲ記入スヘシ丈  
 大標ヲ設立スヘシ







明治何年何月何日

氏名印

北海道廳長官宛

前書之通願出候ニ付進達候也

明治何年何月何日

區長氏名印



○北海道廳令第六號

明治二十四年<sup>八月</sup>告示第二十四號中當廳地理課小樽檜山函館浦河釧路根室増毛派出所ヲ廢シ右管理區域内土地ニ關スル左ノ願届書ハ其所管郡區役所ニ差出スヘシ

本令ハ明治二十六年四月一日ヨリ施行ス

明治二十六年三月二十四日

北海道廳長官北垣國道

一明治十九年<sup>八月</sup>閣令第十六號北海道土地拂下規則ニ依ル土地貸下拂下ニ關スル件

○北海道廳告示第十九號

明治二十六年<sup>三月</sup>當廳令第五號北海道土地拂下規則施行手續第一條第一項ニ依リ本年中貸下クヘキ區畫地ハ左ノ如シ

明治二十六年三月二十四日

北海道廳長官北垣國道

一石狩國空知郡奈江原野區畫地ノ内貸下殘餘ノ分

一同國同郡幌向原野區畫地同上

一同國夕張郡馬追原野區畫地同上

○北海道廳告示第二十號

明治二十六年<sup>三月</sup>當廳令第五號北海道土地拂下規則施行手續第一條第二項ニ依リ貸下クヘキ土地ノ區域ハ左ノ如シ

明治二十六年三月二十四日

北海道廳長官北垣國道

一渡島國一圓

一日高國一圓

一後志國膽振兩國

但後志川沿岸ノ原野及其連續地ニシテ<sup>湖</sup>爺湖ニ至ル原野千歲郡ノ内北ハ國境西南ハ札幌室蘭間道路ヲ限リ「マ、ツ」川ヨ



リ東北ニ折レ山麓及幌向原野區畫地ヲ限ル原野

ヲ除ク

一石狩國

但空知郡「フヲス」原野及其連續地ニシテ北ハ「ビエ」「ベベツ」

兩川ニ至ル原野並ニ「ナイタイベ」川ヨリ石狩川左岸ニ沿ヒ

「チキリカツト」川ニ至ル原野

夕張郡由仁登川角田三村ノ内東南ハ山ニ沿ヒ西ハ馬追山麓

及夕張川ニ沿ヒ北ハ「ハチヤンベツ」川ニ至ル原野

上川郡豫定市街地ヨリ石狩川沿岸神居古潭ニ至ル原野

札幌石狩樺戸空知四郡ノ内西南ハ札幌錢函間鐵道ノ左右及

札幌室蘭間道路東南ハ島松江別石狩幌向ノ諸川ヨリ鐵道及

郁春別川ニ沿ヒ東ハ市來知月形兩村間道路北ハ阿曾岩山麓

ヲ經テ海岸ニ至ル原野

ヲ除ク

○北海道廳告示第二十一號

明治十九年<sup>ハ</sup>當廳甲第八號布達北海道土地拂下規則施行手續ニ依

リ土地貸下出願中未タ踏檢ヲ受ケサル者ハ調査上ノ都合有之ニ付

來七月三十一日限左ノ事項ヲ所轄郡區役所又ハ地理課派出所へ届

出ヘシ

明治二十六年三月二十四日

北海道廳長官北垣國道

一戶籍寫 原籍市町村長若クハ區  
戸長ノ証明アルモノ

一左ノ離形ニ準據シタル實地ノ圖面

(届書式)

御 届



リ東北ニ折レ山麓及幌向原野區畫地ヲ限ル原野

ヲ除ク

一石狩國

但空知郡「フラス」原野及其連續地ニシテ北ハ「ビエ」「ベベツ」

兩川ニ至ル原野並ニ「ナイタイベ」川ヨリ石狩川左岸ニ沿ヒ

「ヲキリカツト」川ニ至ル原野

夕張郡由仁登川角田三村ノ内東南ハ山ニ沿ヒ西ハ馬追山麓

及夕張川ニ沿ヒ北ハ「ハチヤンベツ」川ニ至ル原野

上川郡豫定市街地ヨリ石狩川沿岸神居古潭ニ至ル原野

札幌石狩樺戸空知四郡ノ内西南ハ札幌錢函間鐵道ノ左右及

札幌室蘭間道路東南ハ島松江別石狩幌向ノ諸川ヨリ鐵道及

郁春別川ニ沿ヒ東ハ市來知月形兩村間道路北ハ阿曾岩山麓

ヲ經テ海岸ニ至ル原野

ヲ除ク

○北海道廳告示第二十一號

明治十九年ハ當廳甲第八號布達北海道土地拂下規則施行手續ニ依  
リ土地貸下出願中未タ踏檢ヲ受ケサル者ハ調査上ノ都合有之ニ付  
來七月三十一日限左ノ事項ヲ所轄郡區役所又ハ地理課派出所へ届  
出ヘシ

明治二十六年三月二十四日

北海道廳長官北垣國道

一戶籍寫

原籍市町村長若クハ區  
戸長ノ証明アルモノ

一左ノ離形ニ準據シタル實地ノ圖面

(届書式)

御 届



何國何郡何町(村)字何々番地

一原野地又ハ何々何坪貸下出願

但明治何年何月何日何戸長役場へ提出

(一人ニシテニヶ所以上ヲ出願シタルモノハニヶ所毎ニ前記ノ如ク列載スベシ)

右本年三月告示第二十一號ノ趣ニ依リ別紙戸籍寫並ニ圖面相添此

段御届仕候也

現住所(出願當時ノ住所ニ異動アルモノハ新舊共ニ記載スベシ)

明治何年何月何日

北海道長廳官宛

氏名印

北海道移住者の心得

注意 此案内は他道より北海道に移住せんとするものゝ参考に供せんが爲めに編述したるものにして昨年二月發刊せし北海道移住案内を増補訂正したるものなり去れば此案内に記す所は初版のものより其事實新なりと知るべし  
又此案内の初版のものより著しく異なる所は曾て撰定したる貳拾八億万坪の殖民適地中に就き昨年迄既に測量を了りたる大原野の區畫割圖を加へたるにあり抑區畫割とは地形測量の一種にして殖民適地中の山川丘陵を始め原野の高低廣狹乾濕草木の種類粗密に至る迄之れを明にし殊に土地の肥瘠耕牧の適否運輸の便否飲料水の良否天候の寒暖を審にして特に區畫整然移住民に便あるのみならず將來市街村落の位置を定め道路排水を設計す



るに餘師ありと云はんか

氣候 北海道の氣候を寒しと云ふは唯だ冬季間の事にして周歲然るにあらざり夏季の如きは却て暑氣の強きに驚くものあり其最暖月は八月最寒月は一月にして概して言へば割合に暑候は短く寒候は長とし云ふに過ぎざれば寒國相當の準備さへすれば人の生活には何等の障碍もく假令嚴寒の候と雖ども農工商夫々の仕事ありて強ち熊の様に蟄居する譯にあらざり今下に掲げたる全道各測候所の調査を見て其偽ならざるを知るべし

殖民地 北海道に移住して開墾を爲さんと欲するものは先づ第一に殖民地の適否を知らざるべからず然らざれば土地の撰定を誤り後悔を嘯むの恐あり當廳夙に其必要を感じ明年十九年以降之れが調査に着手し既に査了したる殖民地あるものハ二十八億

六千万餘坪即ち九十方三千餘町歩あれども是は所謂北海道の大原野のみに止まるが故に尙ほ各地の小原野及び島嶼の適地をも取調おは其數之れに倍するやも計り難し尤右殖民地の内望み人に貸下たる部分もあれば今日に於ては彼の廿八億六千万餘坪の總數より幾分か減じ居るには相違なきも今後多數の移住民を容るゝの地に乏しからせ加之昨年より小原野の取調に着手し大原野の區畫割測量をも爲したれば移住民の便益とあること少なからざるべし今左に是迄區畫割の測量を遂けたる地方の概況を説明すべければ此説明と表面の地圖とを參覽せば自ら原野の形勢を知るを得べし (表面地圖略)

石狩國近文原野

地理 近文原野は石狩國上川郡鷹栖村にありて東は石狩川を以



て永山屯田兵村に界し南は川を隔て、市街地に隣し南東凡半里にして離宮豫定地に達す西北の二面は山脈連亘し近文の高臺其中央に横はり高臺の東西に各一川あり共に石狩川に入る

#### 區畫

原野の區畫は總じて千二百六十戸内一万五千坪のもの千二百二十二戸六千坪以上一万五千坪以下のもの百三十八戸あり尤も總區畫中百三十三戸は排水を要す五十戸は砂地ありとす

#### 氣候

原野は海岸を距る三十里の内部にありて海面より高きと三百尺の上に出づ故に寒暑共に甚しく積雪亦多きも上川農事試作場の經驗に依れば農産には何等の障礙を見せ

#### 用水

東部には石狩川及び支流「ウツベチ」の清流ありて飲料に

#### 運輸

供すべきも西部には良水の飲用に供すべきもの甚だ少し又西北部の湿地は排水を行はざれば耕宅地と爲す可らば小樽札幌より空知太迄は鐵道の便あり空知太より上川迄十三里許は馬車を通じ且つ石狩川は神居古潭の急湍を除けば舟楫の便あり今や既に北見の新道落成し他日又天鹽十勝に達するの新道落成せば上川地方は全道の中心四通八達の衢とあるべし

#### 土性

土性は概ね沖積層より成立つといへども湿地は礫土又は泥炭にして河岸は榆、拂、胡桃、白赤楊の樹林地内部は大半茅、萩、麥、小笹の草原とす

#### 石狩國雨紛原野

#### 地理

雨紛原野亦石狩國上川郡にありて石狩川の支流美碓川の



西岸に位し雨紛川其中央を貫き美碓川に入る此原野は近  
文原野を南へ距る凡一里にして北は上川市街地に接し西  
南は一帯の連山に圍まる

區畫 此原野の區畫は一萬五千坪のもの百戸ありて直に開墾す  
るを得べし

氣候 近文原野に異ならせ

用水 雨紛川は水清く飲料に適するも美碓川は水濁りて飲料に  
適せせ又山麓は濕地にて清水に乏しく排水を要す

運輸 此原野は上川市街地に接し運輸交通の度近文野より一層  
便あり

土性 土性は黒色壤土にして原野の北部は茅、萩の類に藪、櫓を  
混じたる草原山麓は榆、拂、樺の樹林地にして共に地味肥

沃あり

石狩國幌向原野

地理 幌向原野は石狩國空知郡にありて東西四里南北二里半に  
跨り幌向川は數多の支流を合せ原野を貫流して石狩川に  
入る其他江別川に注ぐ支流あり河岸は自ら排水の用を爲  
す

區畫 原野の區畫は一萬五千坪のもの二千四百八十七戸内七百  
十一戸は直に開墾するを得べきも他は排水溝を設け又は  
改良を施さざれば耕耘する能はせ

氣候 札幌地方と大差なきも降雪稍多く時に三四尺に達すると  
あり

用水 目下原野の諸川は濕地を流るゝか故に連日晴天にあらざ



れば飲料に供すべからむ且つ土地乾燥の必要あるを以て字「クツマリ」より幌向川下流に至る二里余の大排水溝は已に竣功し尙ほ一條の大排水溝を通せんとし測量を了れり然れども此他數條の排水溝を設けんば此原野をして悉く最良の耕地たらしむる能はざるべし

### 運輸

原野は江別 岩見澤停車場間と江別 石狩兩川間に介在するを以て水陸兩方から至便あり

### 土性

海岸は肥沃なる沖積土にして楡、拂、胡桃、劉寄奴草、蘆等を生じ海岸を距るに従ひ漸く泥土を混じたる濕潤地となり遂に内部に到れば泥炭地となるなり

### 石狩國奈井江原野

### 地理

奈江原野は石狩國空知郡奈井江村の總稱にして地勢東西

に狭く南北に長し其地石狩川の東岸空知太市街豫定地と沼貝屯田兵村の間にありて南は市來知及び岩見澤に北は上川に通じ東は連山を負ひ西は石狩川を隔て、新十津川村に向ふ奈江其他の諸川源を東方の山脈より發し原野を過ぎて石狩川に入る而して歌志内、奈井江の市街地は共に此原野中にあり

### 區畫

原野の區畫割は已に了り其半は貸下地とあり所々開墾したるも尙ほ餘す所の一万五千坪畫凡二百五十戸あり内五十戸は排水せざれば耕地に適せざる所とす

### 氣候

幌向原野に大差なし

### 用水

原野の諸川水質皆を清く加ふに石狩本流に臨み用水に乏しからず



## 運輸

札幌を距る十八里半なるも歌志内炭山及び空知太に至る鐵道の要路に當り且つ奈井江停車場のあるあれば數時間にして達するを得又石狩川は冬季結氷の時を除けり常に小漁船の往復するありて水陸の運輸極めて便利あり

## 土性

概ね沖積土より成りたる樹林地にして石狩河畔には野桑多く就中「トイビラ」近傍の宛も特に栽植したる桑園の如し

## 北見國上常呂原野

## 地理

上常呂原野は北見國常呂郡常呂川を溯る凡十三里の上にあり地勢東西に長く南北に短し而して東は山脈を以て網走地方に接し南は常呂川を隔て連山に終り西北は皆山を負ふ支流「ムカ」川口に於て原野二に岐れ南を「クンヤツ

プ」地方とし北を「ムカ」地方とす又其以東を「ノツケウシ」地方と稱ふ

## 區畫

原野の區畫割測量を了りたるもの一千五百坪のもの千六百五十八戸内排水改良を要するもの二百八戸未だ其測量を了らざるもの凡千五百坪あり

## 氣候

根室地方より稍温暖あれども土地内部に位するが故に積雪多しと云ふ

## 用水

常呂「ムカ」の兩川の水清く飲料に適す但し下流「ノツケウシ」地方は霖雨數日に亘るときは稍濁流とあるを以て井を穿つを要す其他の細流も概ね良水なり又常呂及「ムカ」河畔の地は乾濕宜しけれども「ノツケウシ」の西部「クンヤツ」河岸の低地は濕潤に過ぎ皆排水を要す



## 運輸

石狩國上川郡より湧別、「ムカ」及び「ノツケウシ」を経て網走驛に達するの中央道路は既に功を竣り「クンチツプ」を貫き十勝國音更に通ずるの道路も他年開通の見込あり且つ此原野中「ノツケウシ」より網走迄九里強「ムカ」より湧別原野迄八里半許の道路あり又常呂川に丸木舟を泛べ上るに二日下るに一日を費せば常呂村に往復するを得べし

## 土性

河畔は沖積土にして樹木繁茂し草原は壤土の下に粘土を交へ稀に砂礫の所あり而して高丘濕地は共に地味宜しからむ

## 北見國下常呂原野

## 地理

下常呂原野は北見國常呂郡常呂村にありて常呂川其東隅

を流れ西は猿澗湖を以て界し南東の二方は山脈の限る所とあり山脈の北に走るもの高丘とあり海に至りて盡く

## 區畫

已に區畫割測量せし一万五千坪のもの四百八戸内四十五戸は砂質瘠土あり又三十戸は排水改良を要す又六千坪以上一万五千以下のもの八十一戸ありて尙ほ區畫せざる面積凡五十六万五千坪あり

## 氣候

農業期節は根室地方より温暖にして晴天多く耕作に適す彼の寒冷を厭ふ茄子鱈類の能く成熟するが如き其一例として見るべし降雪は十一月中旬融雪は四月下旬にして積雪三四尺を通例とす

## 用水

常呂川の下流は飲料となすを得べきも微濁を帯ぶるが故に良水を得るには地を掘り井を穿つに如かむ



## 運輸

常呂村は戸數百七十四を有し網走驛に六里餘鑑沸驛に二里馬背又は小舟にて貨物を運搬するに便なり且つ常呂川は常に水量多く其流緩あるを以て舟楫に便あり

## 土性

海岸に砂丘起伏し中央に濕地あれども河畔は肥沃なる沖積土より成り草木の發育甚だ宜し

## 北見國湧別原野

## 地理

湧別原野は北見國紋別郡湧別村にありて北見國の中部湧別川の兩岸に位し上流に到るに従ひ地漸く狭く殆ど丁字形を爲す北は海に瀕し他の三面は皆を山にして「イヌラ」「サナチ」の二大支流及び「シブヌシナイ」の湖川あり

## 區畫

原野の區畫割は高丘の耕牧に適せざる地を除くの外己に測量を了り一万五千坪のもの千三百八戸六千坪以上一万

## 氣候

五千坪以下のもの百八十四戸都合千四百九十二戸にして内百三十八戸は排水改良の後にあらずれば農業に適せざ此地の氣候亦上下常呂原野と大差なきも積雪は例年海邊二尺五六寸湧別川上流の地三尺五六寸ありと云ふ

## 用水

湧別本川及び支流の水皆清く飲料に宜きも猿澗湖「シブヌシナイ」湖は近傍濕地にして飲料水に乏し且つ該兩

## 運輸

湖に接近する卑濕の地は排水法を行へば自ら乾燥すべし湧別驛は湧別川口にあり戸數凡三十西紋別驛に六里東網走驛に十六里餘其間に鑑沸常呂の二村あり上流六里の假道は上川網走間の中央道路に聯絡し下流に舟楫の便あり且つ湧別本道は今年中に竣功せんとす

## 土性

河畔は深き褐色沖積土の樹林地にして漸く内部に進めば



草原樹林相半し艾、茅の如きハ五六尺に達するものあり  
但し高原は稍乾燥の疎林濕地には雜草繁生し間々樹木を

交ゆ

土地貸下 當道に移住開墾の事を企つるものは土地貸下の手續を  
承知せざるべからず北海道の官有未墾地の貸下を受けんには明  
治十五年閣令第十六號北海道土地拂下規則并に同年北海道廳甲  
第八號同上施行手續等の規則ありて開墾の目的確實なるものは  
何人にて一人十萬坪(三十三町二段步餘)迄は北海道長官に願  
出貸下を受くることを得但し千島國擇捉島紗那外三郡に限り同  
郡長に願出貸下を受くることを得而して最初願出たる年限内に  
計畫通り満足に成功せば検査の上千坪金壹圓(即ち一坪に付一  
厘の割にて拂下られ永く己れの所有となり地租は開墾の後ち二

十年を経ざれば納むるに及ばず通常願書成功方法書及び附屬圖  
面は貸下地所在の戸長役場又は郡役所を経て差出せば地理課派  
出所に於て其下調を爲し之を當廳に進達するの手續なり願人が  
未だ他に貸下ざる土地を撰定し規則通り願出るときは假令其身  
は北海道にあらざるも郵便にて願書差出すことを得然るに世の  
中には已れ眞個に開墾する意なきも土地の貸下を願出地價の騰  
貴するを待て私に買賣するが如き投機的の奸物あるが故に當該  
官衙にては願人が果して正當に開墾するや否其方法は果して確  
實なりや否其邊篤と取調べたる上からでは貸下ざるに付願人は  
其の確實なるを顯す爲めに事業の設計書は勿論其他官廳(府縣  
廳、市郡區役所、町村役場の類) 戸籍及び財産調の證明書を願書  
に添付するを善とす左すれば速に貸下を受け空しく日子を費す



の憂なく本人の爲め如何許好都合なるや知るべからず

開墾 一口に開墾とし言へば誠に容易き事の様に思ひ漫に數十町歩の土地貸下を願出る人あれども實際は決して斯の如きものにあらず苟も開墾に従事するには土地の撰定其宜しきを得ざるべからず相當の資本と勞力とを得ざるべからず要するに移住後收穫物を得る迄即ち少くも凡ろ一年餘を支ふる丈の準備おかるべからず而して無人の塚に入り草を刈り木を倒し家を構へ千辛萬苦の後ち初めて田畑を得る次第あれば實に困難の業と知るべし今日に於てこそ北海第一の農村と稱せらるゝ有珠郡紋鼈地方の如きも當初の忍耐苦辛は中々想像し及ばざる所なり

開墾の難易は草原と樹林地とによりて異なるも樹林地は草原より開墾に難儀なる代り土地は肥沃なり而して其開墾に要する勞

費は地方によりて一様ならざるも一段歩に付草原は六人（壹圓五十錢至乃貳圓）樹林地は立木の大小疎密により拾貳人乃至貳拾人（參圓乃至六圓を要す）

農業 北海道は到る所概ね穀菽蔬菜に適せざるはあく殊に麥類、豆類及び根塊物も最も能く風土に適す然れども米は南部地方に限り未だ全道各地より産出するに至らず

果木亦だ風土に適し米國より移植すたる林檎、梨、李、葡萄の如きは成長速にして結實多し殊に林檎は大小早晚種々ありて久しく貯藏に耐へ風味の美あるもの少からず

種子は當道の都邑に於ては自由に得らるゝが故に風土に慣れざるものを移住者の本國より携帶するよりは當道産を購求するに如かき然れども普通農具にして荷嵩の大あらざるものは成るべ



く持参するを可とし但し西洋農具は北海道に適する恰好の製作場あるを以て渡來の後ち購求するを便とし

水産 北海道の水産に富み漁業の盛なるは普く人の知る所にして一ヶ年の産額六七百萬圓に下らず即ち漁家一戸の得る處平均三百圓に近し然れども當道の漁民は多くは其重要産物たる鯨、鮭、昆布を始め鱈、鱈、鮑、海鼠、烏賊等を漁獲するに止まるが故に新に起すべき漁業に乏しからず去れば其方法宜しきを得ば漁民の移住決して望みおきにあらず殊に沿海に住し農漁の業兼ね行はば利益を得ると少なからざるべし

牧畜 北海道は土地廣大にして最も牧畜に適し馬の如きは周歲放牧する所あり且ち當道は農牧兼業を得策とするが故に假令小農ありとも傍ら牛馬を飼ひ羊豚を牧し雞を養へば自家の食用に供

し肥料を造るに便あるのみならず賣りて利益を得ると少あからず而して日高、十勝兩國の如きは氣候溫和積雪少なく牧場とあすには最も適當の地と謂ふべし

養蠶 北海道には野生の桑樹多く全道概ね養蠶に適するは多年の経験によりて明かり去れば移住の當初より直に養蠶をなす得べきも近年移住者の増加するに従ひ人家接近の地には桑樹減少し漸く桑園を設くるの必要を生ぜり去りおがら他道の桑は當道に適せざるを以て桑苗植付の際は山野自然生の良種を擇み移すべし

又蠶種は製造の取締検査共厳しきが爲め極めて精良のものを産出し蠶見甚だ強健あり左なきだに當道の蠶種は夙に好評あるを以て移民中農業の傍ら養蠶を爲さんとするとは容易く善き蠶種



を得るに毫も差支なし

森林 北海道は海岸と草原とを除けば大約森林ありと言ふも可なり現に全道の御料林、官林、民林を合せ殆ど六百萬町歩ありて樹林の數里に亘る者あるは決して珍しからず其種類亦數多あれども大抵建築材又は薪炭用に適せざるはなし去れば最も早く開けたる地方を除くの外未だ樹木の不足を告ぐる所あらざるあり

鑛業 北海道に於て古來鑛物の所在を發見したると凡五百ヶ所の多きに及べり就中最も多きは石炭硫黄の二種にして共に良質のものを産ず石炭山の大あるものは概ね石狩國にありて幌内、郁春別、夕張、空知の諸炭山最も著明なり硫黄山は釧路國の跡佐登最も有名にして千島國の一菱内、島登、膽振國岩雄登、渡島國の惠山等之れに亞く其他目下試掘借區に係はるもの亦頗る多し

工業 北海道に於て農産消流に困じたる頃は頻りに工場を官設し需用の一途を開きたるも星移り物換り民間に數多の工業會社興るに従ひ製麻、製糖、製粉、製絲、麥酒諸工場の如きは其原料に不足を感ずるに至れり

賃銀 北海道には勞力者の需用多きにも拘はらず諸雇賃錢は他道より稍高し去れども何の目的もなく渡來すればとて必らず適當の職業を得らるゝものにあらず故に勞力を以て衣食せんと欲する移住者は豫め其邊に注意するを要す

商業 函館は商業樞要の地にして貨物の集散極めて多し其他札幌、小樽、岩内、江差、福山、根室、釧路等人家稠密商業盛なり又物價は概して他道より高價なれども日用品に至りては大差なく中には却て廉なるものあり生計を營み易しと云ふ



交通 北海道は新開の土地なるを以て海陸の交通甚だ便利ありと云ふ能はざるも今や海には神戸小樽間往復の定期船あり陸には沿海道路の外上川網走間の如き新開の中央道路ありて年々道路開け航路通じ漸く不便の度を減せんとす加ふるに室蘭鐵道は本年の夏季幌内鐵道に聯絡し釧路鐵道も亦遠からず公開せんとするの計畫あるに至れり

目下鐵道は後志國小樽港手宮より起り札幌を経て幌内炭山に至るもの、岩見澤より岐れて砂川に至り再び岐れて一は歌志内炭山に至り一は空知太に至る又幌内太々岐る、者ハ幾春別炭山に達す其間には幾多の停車場ありて乗客貨物の取扱を爲す此鐵道は官の保證ある北海道移住民及び其携帶せる日常必要品家具農具衣類に限り無賃にて搭載す且つ北海道の農産即ち穀菽、蔬菜、

果實、種子等にして輸出に係るものも亦無賃にて搭載す此他釧路國上川郡標茶硫黃山間にも鐵道ありて重に硫黃を運搬す左れど雪中の外は便宜客を載するとあり

北海道は馬車又は人力車を用ゆる所少なく旅行には概ね馬を用ふるの習慣なり馬の賃錢は地方に依り同じからざれども一里七錢以上十二錢迄とす尤も冬季、夜間、惡路、山道等ハ之に二割乃至五割の割増をあす而して全道各地には驛遞の設ありて行旅に便ず其個所里數は各驛里程表に詳かあり

漁船は沿海概ね至らざる所あきも冬季風浪荒らき時は函館より東根室西小樽北稚内に至るの外殆ど絶航と云ふも可あり各地港灣里程賃錢ハ別表に詳あり(別表略す)

電信は千島諸島を除くの外郡區役所々在地にして通ぜざる所を



し又郵便は道路の通ずる所概ね到らざるはあし去れど冬間風雪の際には地方により發着の度數を減するが爲め延着することあり  
 雜件 北海道移住手續は如何と問ふ人あれども従前直接の保護は一切廢せられ現今は専ら道路を通じ電信を架し運輸通信を便にし或は燈臺を設け港灣を築き海運を自由にし濕地を排水し原野を區畫して移民を待つ等務めて全道一般の利益を謀る事とあり  
 移住するには何等の手續をも要せざるあり

農業者は團結移住するに若くはあし如何となれば無人の境に入り開墾に従事するには多數の力を合せ艱難相救ひ生死相訪ひ千辛万苦の内にも一致和合して一種云ふべからざる快樂を受くるにあらずんば開墾の實を擧ぐる能はざればあり又主として其地に適する農産を盛にし共同販賣するの便あればあり其他隣保團

結の利益たる枚擧に違あらず然れども村落又は道路接近の地にして地積大からざる所に移住するもの又は農業外の目的を以て移住するものは必らずしも團結を要せざるべし勿論團結移住の場合に當り土地の撰定を誤り若くは渡航の季節を失し又は計畫宜しきを得ざるときは後悔するも詮あきとあれば先づ總代人を撰び豫め實地の景況を調査し十分の準備整へたる上にて愈々移住するの覺悟あらざるべからず

北海道の人民が府縣人民外の恩典に浴する一二の個條を擧ぐれば左の如し

- 一 北海道にては地方費に年々莫大の國庫補給を受くること
- 一 官有未開原野貸下を受け墾成せば何人にも千坪壹圓の割にて拂下らるゝと



- 一前項の土地は拂下の翌年より二十ヶ年の後にあらざれば地租及地方税を課せられざると
- 一又明治二年以後有租地とありたる田畑及び郡村宅地は同一十二年より三十一年迄特に地租地方税を免除せらるゝと
- 一地租は地價百分の一たると
- 一所得税は官吏以外に及ぼされざると
- 一酒造税は一般税額の半減あると
- 一菓子醬油及び車税を免除せらるゝと
- 一徴兵令は函館、福山、江差地方を除き未だ他に施行せられざると



明治廿六年五月廿九日印刷  
全 年五月三十日出版

定價金十三錢

編纂兼  
發行者

高塚龜吉

鳥取縣平民

當時石狩國札幌區大通西四丁目  
寄番地北門新報社

印刷者

立木兵之助

北海道平民

石狩國札幌區大通西四丁目  
寄番地北門活版所

發行所

北門新報小樽支社

北海道後志國小樽港色内町



U-81



